

# 不妊に悩む方への医療費助成のご案内

## ～ 特定不妊治療を受けられた方へ ～

令和3年4月 京都府作成

体外受精・顕微授精を受けた方の経済的負担を軽減するため、治療に要する費用の一部を助成します。

### ■ 助成の対象者 ■

令和3年から拡充

次の要件を全て満たす方が対象となります。

1	治療開始時に婚姻していること(事実婚を含む)
2	指定医療機関(府外の医療機関も対象)で特定不妊治療を受けていること
3	治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下であること
4	夫婦のいずれかが申請日において京都府内(京都市を除く)に居住していること(※)

(※) 京都府独自の制度である、7回目以降(初めて助成を受けた治療及び直近の出産後に初めて助成を受ける治療の治療期間初日における妻の年齢が40歳以上の場合は4回目以降)は、治療開始時から申請時まで京都府内にお住まいの方が助成の対象となります。

### ■ 新型コロナウイルス感染拡大に伴う年齢要件の緩和について ■

(1) 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳であった夫婦

⇒ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳の間に受けた治療については、助成の対象となります。(令和4年3月末までに必要書類を揃えて申請できるもの)

(2) 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳で、かつ初めて助成を受ける妻の年齢が40歳である夫婦

⇒ 「治療開始時から申請時まで京都府内に居住していること」という要件が、通常は『4回目以降から』必要ですが、『7回目以降から』となります。(6回目までは要件を満たさなくても助成の対象となります。)

#### ◇ 注意点 ◇

◆ 令和3年3月31日時点で妻の年齢が42歳又は39歳である夫婦については、上記の要件緩和の対象となりません。

◆ 上記の要件緩和の対象となる方については、下記が助成の要件となります。ご注意ください。

① 治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦であること

② 夫と妻の前年所得の合計が730万円未満であること(男性不妊治療のみの助成は730万円以上でも受けられます。)

所得の計算方法等については京都府ホームページをご確認ください。

### ■ 府内の指定医療機関 ■

- ・ 京都府立医科大学附属病院 (075-251-5111)
- ・ 京都大学医学部附属病院 (075-751-3111)
- ・ 医療法人財団足立病院 (075-221-7431)
- ・ 医療法人田村秀子婦人科医院 (075-213-0523)
- ・ I D A クリニック (075-583-6515)
- ・ 医療法人倅生会身原病院 (075-392-3111)
- ・ 醍醐渡辺クリニック (075-571-0226)
- ・ 京都 I V F クリニック (075-585-5987)

※令和3年4月26日追加

## ■ 助成回数 ■

令和3年から拡充

### 1子につき10回まで

- ◆ 初めて助成を受けた治療の終了日以降に出産された場合には、それまでに受けた助成回数をリセットすることができます。
- ◆ 妊娠12週以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができます。「死産届」や「母子健康手帳上でその旨がわかるページ」の写しのご提出をお願いします。

#### ◇ 注意点 ◇

- ◆ 10回までの助成は京都府独自の制度となりますので、『7回目以降』（初めて助成を受けた治療及び直近の出産後に初めて助成を受ける治療の治療期間初日における妻の年齢が40歳以上の場合は『4回目以降』）は、治療開始時から申請時まで京都府内にお住まいの方に限ります。
- ◆ 京都市及び京都府以外の都道府県、政令市、中核市において受けた助成回数を含みます。

## ■ 助成内容 ■

令和3年から拡充

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲		助成上限額／治療1回	
		1子ごと6回目まで (※1)	1子ごと7回目以降 (※2)
A	新鮮胚移植を実施	30万円	15万円
B	凍結胚移植を実施(採卵・受精後、母体の状態を整えてから胚移植)		
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	10万円	7万5千円
D	体調不良等により移植の目途が立たず治療を終了	30万円	15万円
E	受精できず中止、又は胚の分割停止、変性等により中止		
F	採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止	10万円	7万5千円
上記に伴い実施される精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(TESE等)		30万円	20万円

(※1) 初めて助成を受けた治療及び直近の出産後に初めて助成を受ける治療の治療期間初日における妻の年齢が40歳以上の場合は『3回目まで』。

(※2) 初めて助成を受けた治療及び直近の出産後に初めて助成を受ける治療の治療期間初日における妻の年齢が40歳以上の場合は『4回目以降』。

#### ◇ 注意点 ◇

- ◆ 助成金を申請される治療のうち、各治療終了日の早いものから申請順序とさせていただきます。既に申請された治療より前の治療分を遡って申請することはできません。ご承知おきください。
- ◆ 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。
- ◆ 卵胞が発育しない、体調不良等により卵子採取以前に中止した場合は助成の対象となりません。
- ◆ 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象になります。
- ◆ 入院費、食事代、文書料等は助成対象になりません。また、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療や、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する場合は助成対象になりません。

## ■ 申請方法 ■

必要書類を揃えて、最寄りの府保健所へ提出してください。

申請期限：令和4年3月31日（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに治療が終了したもの）

受診等証明書の交付には時間がかかる場合もあります。治療終了後は早めの申請準備をお願いします。

## ■ 必要書類 ■

各種様式は京都府ホームページからダウンロードをお願いします。

	必要書類	確認内容	京都府での初回申請時	京都府での2回目以降
1	特定不妊治療費助成事業申請書	・1回の治療につき1枚必要です。※1	○	○
2	特定不妊治療費助成事業受診等証明書	・所定様式、医療機関記入	○	○
3	医療費の領収書原本※2	・医療機関等から発行されたもの ・治療費の明細がわかるもの	○	○
4	住民票	・発行後3ヶ月以内のもの ・世帯全員のもの ・前住所の記載のあるもの ・世帯主との続柄の記載のあるもの ・夫婦で住所地が異なる場合は、夫・妻二人分	○	○
5	戸籍謄本	・発行後3ヶ月以内のもの ・助成回数をリセットする場合の初回に必要。 ・事実婚関係にある場合には毎回必要。	○	△(注1)
6	事実婚関係に関する申立書	・事実婚関係にある場合には毎回必要。	○	○
7	市町村・府民税課税証明書※3 または 個人番号カード※4	・控除額の明細がわかるもの ・夫と妻の二人分 ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う年齢要件緩和の対象となる方は必要。	○	△(注2)

### (注1) 戸籍謄本について

- ◇ 住民票で婚姻関係が確認できる場合は、2回目以降省略できます。ただし、世帯が異なる場合や住民票で確認できない場合は、戸籍謄本の提出が必要です。
- ◇ 助成回数をリセットする場合、直近の出産後に初めて助成を受ける際の申請時には戸籍謄本の提出が必要です。戸籍謄本の提出がない場合には助成回数をリセットできません。直近の出産後に初めて助成を受ける際に「助成回数をリセットしない」旨を申告された場合には、それ以降、助成回数をリセットすることはできませんのでご承知おきください。

### (注2) 個人番号を利用した申請の場合は、2回目以降の個人番号の記載を省略でき、番号確認書類等も不要です。

- ※1 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。
- ※2 領収証は原本を確認した後に返却しますので、確定申告をされる場合は、この助成金の申請後に行ってください。
- ※3 所得証明書、課税決定通知書等は不可。なお、令和3年6月以降の申請は、令和3年度課税分(令和2年所得)を提出してください。
- ※4 個人番号を利用した申請の場合には、本人確認書類もあわせて必要となります。詳しくは府HPをご確認ください。  
なお、個人番号を利用した申請は、必ず下記の府保健所窓口へ提出してください。

## ■ 問い合わせ・申請窓口 ■

京都市にお住まいの方は、京都市の不妊治療助成窓口へお問い合わせください。

府保健所名	電話番号	お住まいの市町村
乙訓保健所	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	0774-21-2192	宇治市、城陽市、久御山町
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5734	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村
南丹保健所	0771-62-4753	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

## 通院交通費の助成について

特定不妊治療にかかった通院交通費の一部を助成しています。

- ◇ 1回の治療にかかった通院交通費の合計額が1万円を超える方が対象です。
- ◇ 通院交通費助成金を受けようとする治療期間について、「京都府特定不妊治療費助成金」の交付決定を受けることが必要です。
- ◆ 申請方法等、詳しくは京都府ホームページ「特定不妊治療にかかる通院交通費の助成について」をご覧ください。



## 京都府 健康福祉部 子ども・青少年総合対策室

TEL:075-414-4727 FAX:075-414-4586 Mail:kodomo@pref.kyoto.lg.jp

<https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/funin28.html>

# 妊娠出産・不妊に関する相談窓口

## 妊娠出産・不妊ほっとコール

 075-692-3449

毎週 月曜日～金曜日。9:15～13:15 / 14:00～16:00

- 祝日・年末年始は除きます。来所相談は要予約。
- 相談料は無料です。秘密は厳守します。



詳しくはコチラ

これから  
赤ちゃんが欲しい人  
不妊治療中の  
悩みの相談

妊娠中（産後）の  
体調や心のこと  
誰かにじっくり  
相談したい

出産後の  
育児が辛いとき  
どんなサポートが  
受けられるの？

### ワンストップで対応します！



専門の資格を持った相談員  
（助産師、産業カウンセラー等）が、  
ちょっとした疑問や不安にも寄り添って対応します。  
1人で悩まずに、まずはご相談ください。



## 仕事と不妊治療の両立支援コール

 075-692-3467

毎月1回 第1金曜日。9:15～13:15

- 上記以外の相談時間（月曜日～金曜日 9:00～21:00）  
については、ホームページからご予約ください。
- 祝日・年末年始は除きます。来所相談は要予約。
- 相談料は無料です。秘密は厳守します。



詳しくはコチラ

不妊治療中に  
どんな休業・休暇  
制度があるの？

不妊治療のことを  
職場に相談しにくい  
のですか？

従業員から  
不妊治療中である  
ことを相談されたが  
どうすれば？